

旭川赤十字病院労働組合 執行委員長 市川ゆかりから、令和4年（2022年）5月20日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和4年（2022年）5月20日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 夏期一時金、労働条件の改善
- 2 日 時 2022年6月3日 午前0時以降本件の完全解決まで
- 3 場 所 旭川赤十字病院労働組合 組合員の従事する全職場
- 4 概 要 全面スト又は部分ストなどを含むあらゆる形の争議行為を前記第3項記載場所の全体又は一部において実施する。